



令和 6 年 9 月 10 日

報道機関 各位

国立市市長室広報・広聴係

税法上の扶養となれない事実婚の方や、 同性パートナー対象 市独自に給付金を給付します

市は、事実婚や同性パートナーなど税法上の扶養となれず、定額減税および住民税非課税・均等割のみ課税世帯給付金のいずれにも対象とならない方に、市独自で給付金を給付します。

このことを広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

記

- 1. 対象** 定額減税の対象とならない事実婚の方や同性パートナーで、次のいずれにも該当する方
 - ▶同一世帯であること
 - ▶令和 6 年 1 月 1 日時点で市に住民登録があり、推計所得税額が 0 円および市民税所得割が非課税である
 - ▶同一世帯に推計所得税額が 100 円以上または住民税所得割課税者の方がおり、その方に実質的に扶養されている※条件に該当しても、他世帯の課税者に税法上扶養されている場合は対象外。

- 2. 申請** 給付金コールセンターまで電話
Tel042-505-4456（平日午前 9 時～午後 4 時 30 分）

問い合わせ

国立市 健康福祉部 福祉総務課
給付金担当（地域福祉推進係）
Tel042-576-2111（内線 431）



国立市 文教都市くにたち
KUNITACHI CITY